

## 〈契約書別紙〉

### 特別養護老人ホーム風かおる里 利用料金表

令和4年10月1日現在

特別養護老人ホーム風かおる里の利用料金は以下の合計金額となります。

- 1、介護保険法に基づく法定料金の自己負担分
- 2、食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）
- 3、居住費（光熱水費及び室料）
- 4、日常生活費
- 5、個別サービス費
- 6、その他費用（文書料）

#### 1. 介護保険法に基づく法定料金の自己負担分

- \* 特別区では1単位10,900円で計算します。
- \* 月ごとの合計単位数で計算するため、下表料金とは誤差が生じる場合があります。
- \* 個室を利用でも、多床室の負担額となる場合があります。《註1》
- \* 居室を変更した場合、その当日は変更先の居室料金となります。

#### ①基本利用料

##### 個室・多床室（1割負担の方）

介護度	介護福祉施設サービス費	個別機能訓練加算(I)	精神科医療養指導加算	介護保険単位数合計	1日の介護保険報酬額(円)	1日の自己負担額(円)
要介護1	573 単位/日	12	5	590 単位/日	6,431	644
要介護2	641 単位/日	12	5	658 単位/日	7,172	718
要介護3	712 単位/日	12	5	729 単位/日	7,946	795
要介護4	780 単位/日	12	5	797 単位/日	8,687	869
要介護5	847 単位/日	12	5	864 単位/日	9,417	942

##### 個室・多床室（2割負担の方）

介護度	介護福祉施設サービス費	個別機能訓練加算(I)	精神科医療養指導加算	介護保険単位数合計	1日の介護保険報酬額(円)	1日の自己負担額(円)
要介護1	573 単位/日	12	5	590 単位/日	6,431	1,287
要介護2	641 単位/日	12	5	658 単位/日	7,172	1,435
要介護3	712 単位/日	12	5	729 単位/日	7,946	1,590
要介護4	780 単位/日	12	5	797 単位/日	8,687	1,738
要介護5	847 単位/日	12	5	864 単位/日	9,417	1,884

個室・多床室（3割負担の方）

介護度	介護福祉施設 サービス費	個別機能訓練 加算 (I)	精神科 医療養 指導加 算	介護保険単位 数合計	1日の介護 保険報酬額 (円)	1日の自己 負担額 (円)
要介護1	573 単位/日	12	5	590 単位/日	6,431	1,930
要介護2	641 単位/日	12	5	658 単位/日	7,172	2,152
要介護3	712 単位/日	12	5	729 単位/日	7,946	2,384
要介護4	780 単位/日	12	5	797 単位/日	8,687	2,607
要介護5	847 単位/日	12	5	864 単位/日	9,417	2,826

## ②その他の加算料

加算項目	内 容	単位数	算定単位	1割 算定単位 数当たり の自己負 担額(円)	2割 算定単位 数当たり の自己負 担額(円)	3割 算定単位 数当たり の自己負 担額(円)
初期加算	入所してから30日以内の期間。入院・外泊期間が30日間を超えて帰所した場合も同様となります。	30	1日	33	66	99
入院・外泊時加算	入院、外泊時(月6日を限度。次月に渡った場合には最高12日までいただきます。) *入院又は外泊期間中に居室を確保している場合は、所定料金(居住費)を負担していただきます。	246	1日	269	537	805
経口移行加算	医師の指示に基づき経管栄養の方に経口訓練を行った場合(180日程度)	28	1日	31	61	92
療養食加算	医師の指示に基づき療養食を提供した場合。1日3食を限度として1食1回となります。	6	1回	7	13	20
経口維持加算(Ⅰ)	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種の方が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し管理栄養士等が栄養管理を行った場合。	400	1月	436	872	1308
経口維持加算(Ⅱ)	協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。	100	1月	109	218	327
看取り介護加算Ⅰ	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した方に対し、利用者、代理人の同意を得て看取り介護の指針の基づく看取り介護計画書を作成し、看取り介護を受けた場合。(死亡日以前45日限度)	72	死亡日以前 31~45日	79	157	236
		144	死亡日以前 4~30日	157	314	471
		680	死亡日の 前日、前々 日	742	1483	2224
		1,280	死亡日	1396	2791	4186
看取り介護加算Ⅱ	看取り介護加算Ⅰを満たし、医師との連絡方法や診察依頼のタイミングなどについて配置医師と施設の間で具体的な取り決めがなされていること。複数名の配置医師を置いている場合等。看護体制加算(Ⅱ)口を算定していること。	72	死亡日以前 31~45日	79	157	236
		144	死亡日以前 4~30日	157	314	471
		780	死亡日の 前日、前々 日	851	1701	2551
		1,580	死亡日	1723	3445	5167
看護体制加算(Ⅰ)口	常勤の看護師を1名以上配置している場合。(ただし、看護体制加算(Ⅱ)口も同時に算定できます。)	4	1日	5	9	13
看護体制加算(Ⅱ)口	常勤換算で看護職員を基準より1名以上配置し、病院等と24時間の連絡体制を確保している場合等。(ただし、看護体制加算(Ⅰ)口も同時に算定できます。)	8	1日	9	18	27
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理をしている場合は70)で除して得た数以上配置している場合。その他要件あり。	11	1日	12	24	36

加算項目	内 容	単位数	算定単位	1割 算定単位 数当たりの 自己負担 額(円)	2割 算定単位 数当たりの 自己負担 額(円)	3割 算定単位 数当たりの 自己負担 額(円)
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設の求めに応じて早朝・夜間又は深夜に施設を訪問しご利用者の診察を行った場合。医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングについて配置医師と施設で具体的な取り決めがされていること等。看護体制加算(Ⅱ)口を算定していること。	650	早朝・夜間	709	1417	2126
		1,300	深夜	1417	2834	4251
日常生活継続支援加算	①新規入所者総数のうち要介護4、5以上が70%以上 ②新規入所者総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の方が65%以上 ③入所者の総数のうち痰吸引等が必要な方が15%以上(ただし介護福祉士及び研修を受けた介護職員が一定の条件をもとに吸引等を実施した場合)上記①～③のいずれかの要件を満たし、常勤換算で介護福祉士を入所者6名または端数を増すごとに1名以上配置している場合。	36	1日	40	79	118
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について計画訓練の内容等を作成し、訓練の実施に当たり必要な情報を活用した場合。(Ⅰ)と(Ⅱ)併算可。	20	1月	22	44	66
排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつに介護を要する利用者で排せつに係る要介護状態を軽減できると医師又は医師と連携した看護師が評価し、医師、看護師、介護支援専門員等が原因等の分析をして支援計画作成し支援を継続して行った場合。	10	1月	11	22	33
排せつ支援加算(Ⅱ)	施設入所時等と比較し排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善していること。	15	1月	17	33	49
排せつ支援加算(Ⅲ)	施設入所時等と比較し排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善していること。	20	1月	22	44	66
安全対策体制加算	外部研修を受けた職員が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している。	20	入所時	22	44	66
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を活用した場合。	40	1月	44	88	131
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本情報や疾病情報を厚生労働省に提出している。	50	1月	55	109	164
ADL維持等加算(Ⅰ)	評価対象利用期間が6月を越える者の総数が10人以上であること。利用者全員について6月目に評価できるADL値を測定し、厚生労働省に提出している場合。評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が1以上ある場合。	3	1月	4	7	10
ADL維持等加算(Ⅱ)	評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が2以上ある場合。	6	1月	7	13	20
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行い、少なくとも6月に1回、計画策定に参加する。特に自立支援のための対応が必要であるとされた利用者に医師、看護師、介護職員、その他の職種が共同して計画を作成し支援にあったケアを実施する。計画は少なくとも3月に1回見直す。	300	1月	327	654	981

加算項目	内 容	単位数	算定単位	1割 算定単位 数当たり の自己負 担額(円)	2割 算定単位 数当たり の自己負 担額(円)	3割 算定単 位数当た りの自己 負担額 (円)
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合。歯科衛生士が入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ年2回以上、具体的な技術的助言及び指導を行い、口腔に関する相談に必要な応じ対応した場合。	90	1月	99	197	295
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他の口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	110	1月	120	240	360
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。入所者ごとに多職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し定期的に記録をする。	3	1月	4	7	10
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。	13	1月	15	29	43
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の導入など）であって職員が医療機関等の食事指導に同席し栄養ケア計画を作成した場合（1回に限り算定）	200	1回	218	436	654
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	入所者総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の方の占める割合が2分の1以上である場合や、認知症介護の専門研修を終了している者を配置している場合等。（ただし、認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定している場合は算定しません。）	3	1日	4	7	10
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)要件に加え、認知症介護の指導者研修を終了している者を1名以上配置し、認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い研修を実施または実施を予定している場合等。（ただし、認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しません。）	4	1日	5	9	13
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症（40歳から64歳）の方を受け入れた場合等。	120	1日	131	262	393

加算項目	内 容	単位数	算定単位	1割 算定単位 数当たり の自己負 担額(円)	2割 算定単位 数当たり の自己負 担額(円)	3割 算定単位 数当たり の自己負 担額(円)
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	入所定員が30または51人以上の施設で、夜勤を行なう介護職員、看護職員の数が最低基準(3)を1人以上、上回っている場合。又は、最低基準(3)を0.9人上回って配置し、入所者の動向を探知できる見守り機器を入所者数の15%以上設置して委員会が必要な検討等を実施した場合。	13	1日	15	29	43
夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロに加え、夜間帯に看護職員を配置していること又は喀痰吸引等を実施できる介護職員を配置していること。	16	1日	18	35	53
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合、勤続10年以上の介護福祉士35%以上等。	22	1日	20	40	59
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合等。	18	1日	13	26	39
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合、常勤職員の占める割合が75%以上である場合、勤続7年以上の職員が30%以上。	6	1日	7	13	20
退所前訪問相談援助加算	退所前に、居宅を訪問し退所後の相談援助を行った場合	460	1回	502	1003	1505
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内に、居宅を訪問し相談援助を行った場合	460	1回限り	502	1003	1505
退所時相談援助加算	退所時に、退所後の相談援助を行いかつ、退所日から2週間以内に市町村等に情報提供を行った場合	400	1回限り	436	872	1308
退所前連携加算	退所時に、先立って居宅介護支援事業者に対し情報提供、連携を行った場合	500	1回限り	545	1090	1635
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月あたりの総単位数に1000分の83を乗じた単位数					
介護職員等特定職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)1ヶ月あたりの総単位数に1000分の27を乗じた単位数 (Ⅱ)1ヶ月あたりの総単位数に1000分の23を乗じた単位数					
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月あたりの総単位数に1000分の16を乗じた単位数					

※上記の他に、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200単位/日)、在宅復帰支援機能加算(10単位/日)、在宅・入所相互利用加算(40単位/日)身体拘束未実施減算(10%/日)、障害者生活支援体制加算(Ⅰ)(26単位/日)障害者生活支援体制加算(Ⅱ)(41単位/日)、生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅰ 100単位/月)(Ⅱ 200単位/月)、栄養ケア・マネジメントの未実施(14単位減算/日)、在宅サービスを利用した時の費用(560単位/日)があります。

## 2. 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

区分	第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
食事提供に 要する費用	1日 1,590円	1日 300円	1日 390円	1日 650円	1日 1360円

※介護保険負担限度額認定証を所持の方は、記載されている金額をご覧ください。

## 3. 居住費（光熱水費及び室料）

区分	第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
多床室（2人部 屋，4人部屋）	1日 970円	1日 0円	1日 370円	1日 370円
個室	1日 1,280円	1日 320円	1日 420円	1日 820円

※ 介護保険負担限度額認定証を所持の方は、記載されている金額をご覧ください。

※ 医療機関に入院となった場合でもお部屋を確保しているため居住費が発生します。

その際、介護保険

より医療保険が優先されるため、第1段階から第3段階の方も入院中の居住費は第4段階の料金となります。

※ 個室を利用でも、多床室の負担額となる場合があります。《註1》

※ 居室を変更した場合、その当日は変更先の居室料金となります。

《註1》 以下の場合、個室利用でも、多床室扱いとなります。②③については、医師の指示等が必要となります。

① 平成17年9月30日現在、個室を利用している方。

② 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間（30日以内）個室への入所が必要な場合。

③ 著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である方。

#### 4. 日常生活費

サービス項目	内訳	料金
日常生活費	歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、ボックスティッシュ等（ただし、紙オムツは除く）	実費

#### 5. 個別サービス費

サービス項目	サービス内容	単位	料金
立替金管理サービス費用	出納管理を行います。（入院・外泊期間もいただきます）	1日	75円
クラブ活動費	希望によって参加するクラブ活動	1回	実費
理美容代	出張理美容業者を利用した場合	1回	実費
荷物処分料	施設で梱包し、処分した場合（粗大ゴミは実費）	1箱	500円
電話代			実費
外出費用	個別外出の場合（交通費、観劇代等）		実費
電気料金個別使用料	個人用の電化製品を使用する場合	1ヶ月	使用する機器やワット数に応じた料金

※その他、個別に希望されたサービスについては、その都度実費をいただきます。

※入院、外出に係わる個別サービスについては、その都度実費をいただきます。



## 6. その他費用

### 文書料

サービス項目	サービス内容	単位	料金
在籍証明書	施設長が証明した場合	1枚	300円
生計同一証明書	施設長が証明した場合	1枚	300円
文書等のコピー代	記録物等をコピーした場合	1枚	10円
文書等のFAX代	記録物等をFAXした場合	1枚	10円

※成年後見制度で用いる診断書は、当施設診療所では扱っておりません。直接、嘱託医師またはかかりつけ医にご相談下さい。

上記内容の説明を受け、同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

(住所) 〒

(氏名)

印

家族の代表

(住所) 〒

(氏名)

続柄 ( ) 印

代理人

(住所) 〒

(氏名)

続柄 ( ) 印